認定特定非営利活動法人　男女共同参画こしがやともろう

令和3年度　定期総会

議案書

日　時　　令和3年5月31日(月)　　午後1時30分から午後2時30分

場　所　　越谷市市民活動支援センター　活動室B

○出席会員数の確認
○議長の選任、議事録署名人2名の選任

第１号議案　　令和2年度活動報告の件

第２号議案　　令和2年度事業会計収支計算書、監査報告の件

第３号議案　　令和3年度事業計画の件（案）

第４号議案　　令和3年度事業会計予算の件（案）

第５号議案　　定款変更に関する件（案）

認定特定非営利活動法人　男女共同参画こしがやともろう
〒343-0026
埼玉県越谷市北越谷2－21－8
TEL　　080－3246－3540
Ｅ-mail tomorou@hot-koshigaya.jp
ウェブサイト　https://koshigaya-tomorou.or.jp

令和２年度（2020 年度）を振り返って　　～実りと課題～

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「みなし総会」をもって新年度がスタートしました。一日も早い終息を願っておりましたが、未だ終息の兆しが見えない状況が続いています。

越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は令和元年度、台風１９号に伴う対応に追われれていましたが、続いての新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、長期にわたる緊張と防止対策を迫られる中、職員一同事細かに連携して対応に当たっています。

さて、認定特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろうでは、令和３年～令和１２年までの「第４次越谷市男女共同参画計画」の策定に向けて、今後 10 年間を見据えて積極的に市に進言してきました。

又、その時々の課題を学び考える場として、年１回の自主事業「ともろうカフェ」を開催しています。

令和２年度は「国際資料研究所」代表　アーキビストの小川千代子さんをお招きして「公文書とはなにか」「公文書管理法とは」と題して今、話題の問題を例に講座を開催しました。

男女共同参画の視点では、「公文書における性別記載欄の見直し」や、市の広報紙、インターネット上のホームページ、刊行物などへの表現のガイドラインなどについて、広く市民の皆様と共に学び、改めて文書の取り扱いなどについて理解を深めました。

自立支援・相談事業について

（１）ほっと越谷新規提案事業「生きづらさを感じている女性の心とからだのサポート事業」をコーデイネートし、事業を通じて参加者への相談事業の案内とともに、ゆったりカフェへの参加につなぐことができました。

（２）「ゆったりカフェ」は、新型コロナウイルス感染症予防のため、６回のみの開催となり、時間も休憩なしの短時間で終わりました。

①人の話を聴く　②お互いを尊重する　③相手を非難しない　④話したくない時には話さなくて良いというルールのもと、ことばなどを書いたカードを媒体にスタッフの進行のもと、参加者が順番に話をしました。

短時間ではありましたが、特に初めて参加された方は固い表情で進行内容を見ていましたが、話しの順番が２巡目になると表情も柔らかくなってきて、自然体で話されていました。

新型コロナウイルスの流行という想定外の出来事により、先の見えない中、特に経済的不安から生ずる問題は深刻です。まずは、一日も早く新型コロナウイルス感染が終息し、安心して生活ができる日常が戻ってくることを祈るとともに、今後とも会員の皆様のご支援・お力添えを頂きより良い運営を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

認定特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう　代表理事　駒﨑美佐子

第１号議案

令和２年度（2020 年度）活動報告

１　令和２年度（2020 年度）活動報告

（１）男女共同参画関係施設受託事業

第３次越谷市男女共同参画計画第四期実施計画に基づき、職場、地域、家庭などあらゆる場面で男女共同参画に関する課題について市民が身近な問題と捉え、気づきと学び、そして実践につなげていく支援をめざし、事業に取り組んだ。

令和2年度（2020年度）の「ほっと越谷」は、前年度からの新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受け6月中旬まで閉所となり、その後、感染症予防対策を講じながら開所したものの、12月末から再度の緊急事態宣言で閉所となった。

そのような中で、全体的に講座募集定員を減らして講座を実施したが、中止にせざるを得ない講座や開催回数を減らした講座もあり、施設利用者は例年の３分の１となった。

学習事業については、15 事業を実施し、子育て世代から高齢の方まで幅広い年齢層の方を対象に講座を開催した。講座参加人数は、約 400 人であった。

男女共同参画セミナーでは、「ウィズコロナの今、私たちの暮らしから考える SDGs（持続可能な開発目標）」をテーマにカードゲームをとおして、SDGs の目標達成には、包括的・総合的に取り組む必要があること、一人ひとりの行動が起点になることを伝えることができた。その後、「身近な社会問題から SDGs を考える～SDGs と新型コロナ」をテーマに講座受講者の有志と学習会を２回実施した。学習会では、身近な社会問題から SDGs を検証し「経済優先の政治を変えなければと思いました」などの感想をいただいた。

令和 2 年度（2020 年度）の「男女共同参画推進のための出前講座」については、実施回数は昨年度の半数の４回となった。

平成 28 年度（2016 年度）より、越谷市産業支援課と越谷商工会議所と「ほっと越谷」が連携して女性の起業支援に関する講座を連続で実施しているが、平成 29 年度（2017 年度）に講座終了者の有志が「ほっと越谷」登録団体を結成して以降、講座終了者が登録団体に加わっている。令和２年度（2020 年度）も数名が登録団体に加わり、学習・交流する場を継続している。

情報事業については、情報誌「みてみてほっと越谷」を年２回発行した。第 47 号の特集テーマは「生きづらさを抱える子どもたち～あなたは一人じゃない～」で、学校にも家庭にも居場所を見つけられない子どもたちが、コロナ禍でさらに過酷な状況に追いやられていることを知ってもらうとともに子どもたちを支援する団体などを取り上げた。第 48 号の特集テーマは「未来はわたしたちが変える―SDGｓ（持続可能な開発目標）」とし、SDGs を進めるにはゴール５「ジェンダー平等」の視点が重要であることや、SDGｓを自分事として捉え活動している人・団体を紹介し、SDGs についての理解を深めるための情報を発信した。

交流事業については、第 19 回七夕フェスタは中止となった。登録団体会議は例年 4 月と 12 月の 2 回のところ、今年度は 1 回となったが、午前・午後に分けて実施した。その際に、登録団体情報交換会も一緒に午前・午後と実施し、令和 3 年度（2021 年度）の「ほっと越谷」20 周年記念に向けての意見交換を行い、周年記念事業に対する意見をいただくとともに、登録団体間の交流を図った。

（2）男女共同参画の推進を担う人材養成事業

・平成 21 年度から続けている　講師を派遣した。

令和 3 年 1 月 17 日（日）　草加市中央公民館　参加人数 42 名

人権講座『LGBT』って知っていますか？～性の多様性を理解しよう～

（3）情報提供、調査研究事業

・会報誌を１回発行。

・ともろうホームページ（HP）を運営し、積極的に情報を発信している。

・研修への参加　　国際セーフアボーション　　「中絶についてもっと話そう」

第1回　データーで見直す日本の中絶　　10月28日（水）

第2回　中絶についてもっと話そう　　11月28日（日）

・ともろうカフェ　「公文書とは？」～モリカケ、サクラと公文書管理法～

講師　小川千代子さん　　7月18日（土）　参加人数28名

（4）自立支援・相談事業

・ほっと越谷新規提案事業「生きづらさを感じている女性の心とからだのサポート事業」をコーディネート。

令和元年度に「ほっと越谷」と指定管理者「こしがやともろう」が共催で実施した当事業を、令和2年度は「ほっと越谷」の主催事業とし、「こしがやともろう」の理事が事業コーディネートする形式で実施した。様々なアート体験を通して、自分らしく生きていいと思える講座づくりをした。

・生きづらさを抱えた女性への支援を多面的に展開し、よりよい支援環境をつくるため「ゆったりカフェ」を６回開催した。

※SDGs…Sustainable Development goals　持続可能な開発目標

２　事業の実施に関する事項（令和2年 4月 1日 ～ 令和3年 3月 31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数		支出額（千円）
男女共同参画関係施設受託事業	越谷市男女共同参画支援センター受託事業	通期	越谷市男女共同参画支援センター	9人	市民	5000人	26,990
男女共同参画の推進を担う人材養成事業	男女共同参画に関する講座（講師派遣）	3月	草加市中央公民館	１人	市民	42人	0
情報提供、調査研究事業	会報誌の発行	6月	事務所	2人	市民	100人	7
	ホームページ運営	通期	事務所	2人	市民	50人	80
	自主事業七夕フェスタオープニングイベント中止	6月	さくら広場 ほっと越谷	0人	市民	0人	0
	埼玉県立大学 東京家政大学 実習生受入中止	5・6月	ほっと越谷	0人	大学学生	0人	0
	女性関連施設・地方公共団体のための男女共同参画推進研修	8月	独立行政法人 国立女性教育会館	0人	理事		0
	センター職員と理事との研修中止	4月	ほっと越谷	0人	職員 理事		0
	ともろうカフェ	7月	ほっと越谷	3人	市民	28人	40
自立支援・相談事業	「生きづらさを感じている女性の心とからだのサポート事業」	2・3月	ほっと越谷	2人	市民	16人	12
	ゆったりカフェ（6回）	4月 ～2月	ほっと越谷	3人	市民	38人	19

第２号議案

令和2年度特定非営利活動に係る事業会計　収支計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日

認定特定非営利活動法人　男女共同参画こしがやともろう

単位：円

科　　目	金　　額		
Ⅰ収入の部			
１　会費収入			
正会員会費（18口）	180,000		
賛助会員会費（16口）	32,000	212,000	
２　事業収入			
（１）男女共同参画関係施設受託事業	26,989,741		
（２）男女共同参画の推進を担う人材養成事業	10,000		
（３）情報提供、調査研究事業	0		
（４）自立支援・相談事業	20,000		
（５）子どものための自立支援事業	0	27,019,741	
３　補助金・助成金等収入	0	0	
４　寄付金収入	329,230	329,230	
５　借入金収入	0		
短期借入金		0	
６　受取利息		67	
７　雑収入		0	
当期収入合計（A）		27,561,038	
前期繰越収支差額		188,200	
前年度現金手元預かり高修正		−12,938	
収入合計（B）		27,736,300	
Ⅱ支出の部			
１　事業費			
（１）男女共同参画関係施設受託事業	26,989,741		
（２）男女共同参画の推進を担う人材養成事業	0		
（３）情報提供、調査研究事業	127,008		
（４）自立支援・相談事業	31,320		
（５）子どものための自立支援事業	0	27,148,069	
２　管理費			
消耗品費(事務用品など)	3,278		
通信運搬費(電話、郵送)	49,448		
会議費(会場使用料)	3,800		
食糧費	5,952		
旅費交通費	0		
講師謝礼	0		
人件費(事務担当)	190,000		
印刷代	1,570		
賃料(事務所)	12,000		
手数料	400		
顧問相談料	0		
租税公課	1,300	267,748	
当期支出合計（C）		27,415,817	
当期収支差額（A）－（C）		145,221	
次期繰越収支差額（B）－（C）		320,483	

第２号議案

令和2年度　特定非営利活動に係る事業 会計 貸借対照表
令和3年3月31日現在
認定特定非営利活動法人　男女共同参画こしがやともろう
単位：円

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
１　流動資産			
現金及び預金	320,483		
流動資産合計		320,483	
２　固定資産			
器具・備品	0		
(パソコン、事務機器)			
固定資産合計		0	
資産合計			320,483
Ⅱ　負債の部			
１　流動負債			
短期借入金	0		
預かり金	0		
流動負債合計		0	
２　固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
Ⅲ　正味財産の部			
前期繰越正味財産		188,200	
前年度現金手元預かり高修正		−12,938	
当期正味財産増加額（減少額）		145,221	
正味財産合計			320,483

第２号議案

令和2年度　特定非営利活動に係る事業 会計 財産目録

令和3年3月31日現在

認定特定非営利活動法人　男女共同参画こしがやともろう

単位：円

科　　目	数量	金額		
Ⅰ　資産の部				
１　流動資産				
現金　　現金手許預かり高		85,090		
ゆうちょ銀行振替口座(越谷袋山郵便局)		0		
普通預金　　ゆうちょ銀行		235,393		
流動資産合計			320,483	
２　固定資産				
器具・備品		0		
（パソコン、事務機器）				
固定資産合計			0	
資産合計				320,483
Ⅱ　負債の部				
１　流動負債				
短期借入金		0		
預り金		0		
流動負債合計			0	
２　固定負債				
長期借入金		0	0	
固定負債合計			0	
負債合計				0
正味財産				320,483

第２号議案

監査報告書

令和３年５月 12 日

認定特定非営利活動法人
男女共同参画こしがやともろう
　代表理事　駒﨑　美佐子　様

監事　高橋美佐子　　㊞

令和３年５月 12 日に認定特定非営利活動法人　男女共同参画こしがやともろうの令和２年度（令和２年４月１日から令和３年３月 31 日まで）の活動にかかわる監査を行いましたので、以下のように報告します。

監査の方法と概要

収入・支出について帳簿及び書類の閲覧など必要と思われる監査手続きにより、計算書類の正当性などについて監査しました。

監査結果

会計監査の結果、別紙の収支計算書（報告書）に相違ありません。

第３号議案

令和３年度（2021 年度）事業計画（案）

1　　定款に記述した法人の目的である「越谷市における男女共同参画推進条例を尊重し、男女共同参画の実現と女性の自立支援を目的とした活動を行い、すべての人々が平等で平和な生活を送ることのできる人間尊重を基本とした社会の形成に貢献する」をさらに進めていくこととする。

（１）男女共同参画関係施設受託事業

越谷市男女共同参画支援センターの施設受託事業

「ほっと越谷」運営における認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう（以下こしがやともろうという）のミッションは、職場、家庭、地域などあらゆる場面で、男女共同参画に関する課題が市民の身近な問題として考えられるような意識改革と課題解決につながる支援をめざしている。

令和３年度（2021 年度）は指定管理３期目最後の年である。今年度は「第４次越谷市男女共同参画計画」がスタートし、「ほっと越谷」は開設 20 周年を迎える。そのため､越谷市の男女共同参画 20 年の振り返りと今後の男女共同参画推進を目的に、七夕フェスタの時期に 20 周年記念事業を行う。

「ほっと越谷」の事業は、社会状況の変化に応じたテーマに取り組んでいる。

第４次越谷市男女共同参画計画では、「困難を抱える女性を支援するための事業」が新規事業となっているが、これは「こしがやともろう」が令和元年度（2019 年度）から実施してきた「生きづらさを感じている女性のサポート事業」が計画の中に組み込まれたものである。今後も安心・安全な場を作り、継続的な支援を実施する。

令和３年度（2021 年度）も専門分野の情報収集とさまざまな団体とのネットワークの構築に努め、幅広い視点で事業を実施する。加えて、人権・男女共同参画推進課をはじめ、市の関係課や各団体、市民等と連携して事業を実施する。連携することにより、多くの人に男女共同参画への理解を深めるとともに「ほっと越谷」の認知度を高めることをめざす。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、講座が中止になる場合があった。今年度も感染症の影響は残ると思われるため、昨年度に実施した「インターネットを活用した講座についてのアンケート」結果を基に、令和３年度（2021 年度）は有効と思われる事業には、インターネットを活用する講座を実施する。

令和３年（2021 年）４月 28 日、越谷市が「まん延防止等重点措置」を講じる区域に指定され、令和３年度（2021 年度）も既に「さんもくナイト」の中止を余儀なくされている。

（２）男女共同参画の推進を担う人材養成事業

平成 21 年度から続けている地区センターへの講師派遣を積極的に行う。

（３）情報提供、調査研究事業

・会報誌の発行
・ともろうホームページ（HP）を運営し、積極的に情報を発信する。
・研修への参加
・ほっと越谷２０周年事業に参加する。
・埼玉県立大学・東京家政大学等の実習生を受け入れる。
・学びの場としての「ともろうカフェ」を開催する。
・ともろう記念誌の作成

（４）自立支援・相談事業

・生きづらさを抱えた女性のサポート事業「ゆったりカフェ」を毎月１回実施する。

２　事業の実施に関する事項（令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日）（案）

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数		支出見込み額（千円）
男女共同参画関係施設受託事業	越谷市男女共同参画支援センター受託事業	通期	ほっと越谷	9人	市民団体	20,000人	29,400
男女共同参画推進を担う人材養成事業	男女共同参画に関する講師派遣事業	通期	地区センターなど	6人	市民	100人	96
情報提供、調査研究事業	会報誌の発行	年3回	事務所	2人	会員市民	300 人	26
	ともろうホームページ運営	通年	事務所	2人		50人	82
	七夕フェスタオープニングイベント（中止）	6月	さくら広場ほっと越谷		市民		0
	埼玉県立大学東京家政大学実習生受入れ	5・6月	ほっと越谷	2人	大学生	10 人	20
	男女共同参画推進フォーラム	8月	独法）国立女性教育会館	2人	理事		10
	センター職員と理事との研修	4月	ほっと越谷	14人	職員理事		10
	ともろうカフェ	年1回	ほっと越谷	2人	理事市民	40人	34
	ともろう記念誌	3月	事務所	10人	理事	100人	100
自立支援・相談事業	ゆったりカフェ	月1回	ほっと越谷	3人	市民理事	50人	52

第４号議案

令和３年度　特定非営利活動に係る事業会計　収支予算書(案)

令和３年４月１日から令和４年３月31日

認定特定非営利活動法人　男女共同参画こしがやともろう

単位：円

科　　目	金　　額		
Ⅰ収入の部			
１　会費収入			
正会員会費(23名分)	230,000		
賛助会員会費(32名分)	64,000	294,000	
２　事業収入			
(１)男女共同参画関係施設受託事業	29,400,000		
(２)男女共同参画の推進を担う人材養成事業	120,000		
(３)情報提供、調査研究事業	30,000		
(４)自立支援・相談事業	0		
(５)子どものための自立支援事業	0	29,550,000	
３　補助金・助成金等収入	0	0	
４　寄付金収入	350,000	350,000	
５　借入金収入			
短期借入金	0	0	
６　受取利息	100	100	
７　雑収入	0	0	
当期収入合計（A）			30,194,100
前期繰越収支差額			320,483
収入合計（B）			30,514,583
Ⅱ支出の部			
１　事業費			
(１)男女共同参画関係施設受託事業	29,400,000		
(２)男女共同参画の推進を担う人材養成事業	96,000		
(３)情報提供、調査研究事業	282,000		
(４)自立支援・相談事業	52,000		
(５)子どものための自立支援事業	0	29,830,000	
２　管理費			
消耗品費(事務用品など)	10,000		
通信運搬費(電話、郵送)	100,000		
会議費(会場使用料、他)	3,000		
食糧費	10,000		
旅費交通費	5,000		
人件費（事務担当）	360,000		
賃料（事務所）	12,000		
手数料	2,000		
預り金	10,000		
租税公課	20,000	532,000	30,362,000
３　予備費			152,583
当期支出合計（C）			30,514,583
次期繰越収支差額（B）－（C）			0

（第5号議案）

定款変更に関する件（案）

１【変更の理由と概要】

みなし総会の決議にかかる同意の意思表示方法の追加。

同意の意思表示方法として電磁的記録を加える。

【変更する条項】

現行　第 26 条　第 1 項から第 3 項まで略

4　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

新　第 26 条　第 1 項から第 3 項まで略

4　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（参考）

特定非営利活動促進法（第 14 条の 9）

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

役員紹介

理事　青木　玲子
荒井ひとみ
駒﨑美佐子
小野　由理
兼宗　美幸
坂本　雅子
島津美弥子
松岡　年
山口　洋子
渡部　尚子

監事　髙橋美佐子